

砂 川 市 条 例 第 1 2 号
令和 5 年 6 月 2 6 日

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第5条第1項中「次の表」を「別表第3」に改め、同条の表を削る。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	砂川市福祉医療費助成条例（昭和48年条例第20号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	砂川市福祉医療費助成条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	砂川市福祉医療費助成条例によるひとり親家庭の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	砂川市福祉医療費助成条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害

		者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	砂川市福祉医療費助成条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	砂川市福祉医療費助成条例によるひとり親家庭の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。